

中労委 平成28年(不再)第58号 エミレーツ航空不当労働行為事件  
中央労働委員会 御中

### エミレーツ航空会社の再審査申立て棄却を求める要請書

本事件は、エミレーツ航空西日本支店で働いていた組合員3名を不当に解雇した事件です。原告3名は、上司のパワーハラスメントと残業代未払い問題など職場環境を良くするため2013年1月労働組合を結成しました。会社は、2014年6月「日本路線の赤字、業務の中国・広州へ移管」を理由に所属部署を廃止し、同年9月解雇を強行しました。

エミレーツ航空会社は、裁判所・労働委員会から三度にわたり厳しい審判を下されています。大阪府労働委員会は、2016年10月11日自宅待機命令と解雇は不当労働行為と認定し、「解雇取り消し」を命じました。

大阪地方裁判所は、2015年3月31日「解雇権を乱用したものとして無効」の仮処分決定、2017年10月23日「解雇無効」の判決を下し『3名の復職と未払い賃金の支払い』をエミレーツ航空会社に命じました。

会社は、決定・命令・判決のいずれにも従っていません。いまだ3名の職場復帰を拒み続けるその姿勢と、労働組合からの「話し合いを通じて解決」を求める申し入れに対しても門前払いを続ける対応から、労働組合を会社外へ排除する意思がより明らかになっています。

中央労働委員会におかれましては、エミレーツ航空会社が、不当労働行為を改め、労使間の協議と合意に基づく解決を進めるためにも、働く者の権利を守る救済機関として、公正な判断の上再審査申立てを速やかに棄却されるよう、要請致します。

## 団体署名

201 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

中労委 平成28年(不再)第58号 エミレーツ航空不当労働行為事件  
中央労働委員会 御中

### エミレーツ航空会社の再審査申立て棄却を求める要請書

本事件は、エミレーツ航空西日本支店で働いていた組合員3名を不当に解雇した事件です。原告3名は、上司のパワーハラメントと残業代未払い問題など職場環境を良くするため2013年1月労働組合を結成しました。会社は、2014年6月「日本路線の赤字、業務の中国・広州へ移管」を理由に所属部署を廃止し、同年9月解雇を強行しました。

エミレーツ航空会社は、裁判所・労働委員会から三度にわたり厳しい審判を下されています。大阪府労働委員会は、2016年10月11日自宅待機命令と解雇は不当労働行為と認定し、「解雇取り消し」を命じました。大阪地方裁判所は、2015年3月31日「解雇権を乱用したものとして無効」の仮処分決定、2017年10月23日「解雇無効」の判決を下し『3名の復職と未払い賃金の支払い』をエミレーツ航空会社に命じました。

会社は、決定・命令・判決のいずれにも従っていません。いまだ3名の職場復帰を拒み続けるその姿勢と、労働組合からの「話し合いを通じて解決」を求める申し入れに対しても門前払いを続ける対応から、労働組合を会社外へ排除する意思がより明らかになっています。

中央労働委員会におかれましては、エミレーツ航空会社が、不当労働行為を改め、労使間の協議と合意に基づく解決を進めるためにも、働く者の権利を守る救済機関として、公正な判断の上再審査申立てを速やかに棄却されるよう、要請致します。

### 個人署名

氏名	住所